表１－３　原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（２／２）

（その他の原子力施設（原子力災害対策重点区域の設定を要しないもの※））

注）本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

			当該原子力事業所が所在する地方公共団体等（原子力施設近傍における重点的な対応）※地域の実情に応じ、隣接市町村を含む。			
			体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
OIL	OIL1	原子力事業者	－	・国及び自治体へ通報	－	－
		地方公共団体	－	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施
		国	－	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難】 ・避難範囲の決定 ・自治体に避難の実施（移動が困難な者の一時退避を含む）を指示
	飲食物に係るスクリーニング基準	原子力事業者	－	・国及び自治体へ通報	・緊急時モニタリングの実施及び支援	－
		地方公共団体	－	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定
		国	－	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示
	OIL4	原子力事業者	－	・国及び自治体へ通報	－	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染への協力
		地方公共団体	－	・住民等への情報伝達	－	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の実施
		国	－	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	－	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の指示
	OIL2	原子力事業者	－	・国及び自治体へ通報	・緊急時モニタリングの実施及び支援	－
		地方公共団体	－	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【一時移転】 ・一時移転の実施
		国	－	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・自治体に一時移転の実施を指示
	OIL6	原子力事業者	－	－	－	－
		地方公共団体	－	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施
		国	－	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指示

※　第２（３）②（ｖ）に掲げるもの。